

文京区条例第三十九号

文京区男女平等参画推進条例

目次

前文

第一章 総則（第一条―第七条）

第二章 基本的施策（第八条―第十三条）

第三章 文京区男女平等参画推進会議等（第十四条・第十五条）

第四章 雑則（第十六条）

付則

文京区は、多くの文化人が活躍してきた「文の京」であり、「青鞥^{とう}」発祥の地として女性の権利拡充運動が展開されてきた歴史的地である。こうした中、文京区は、個人の尊重と法の下での平等がうたわれている日本国憲法及び男女平等の実現に向けた男女共同参画社会基本法の理念に基づき様々な施策に取り組んできた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担の意識やそれに基づく社会的慣行等は今なお存在しており、生き方や働き方の多様化が進む中、さらなる継続的な取組が必要である。

男女が、性別に関わりなく、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、互いの違いや多様な生き方を尊重する社会を次世代につなぐために、区民一人一人が互いの人権を尊重し、いきいきと暮らせる男女平等参画社会の実現を目指して、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女平等参画の推進に関し、基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、区の施策の基本的事項を定めることにより、男女平等参画に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって男女平等参画社会を実現することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 男女平等参画 男女が、その個性と能力を發揮し、性別に関わりなく個人として尊重され、対等な立場で社会のあらゆる活動に参画する機会が確保されることをいう。

二 区民 区内に住む人、働く人及び学ぶ人をいう。

三 事業者 区内において事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。

四 配偶者からの暴力等 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成十三年法律第三十一号)

第一条第一項に規定する配偶者からの暴力、ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成十二年法律第八十号)第二条に規定するつきまとい等又は交際相手からの身体的な暴力、精神的な暴力若しくは性的な暴力をいう。

五 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、その者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応により、その者に不利益を与えることをいう。

六 積極的改善措置 男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)第二条第二号に規定する積極的改善措置をいう。

(基本理念)

第三条 区は、次に掲げる事項を基本として、男女平等参画を推進する。

一 性別による差別的な取扱いや暴力を根絶し、男女が、個人として尊重されること。

二 男女が、性別による固定的な役割分担の意識に捉われることなく、その個性と能力を十分に発揮し、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること。

三 男女が、性別に関わりなく、社会の平等な構成員として、あらゆる分野における活動方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されること。

四 学校教育、生涯学習その他のあらゆる教育の場において、男女平等参画社会を支える意識の形成に向けた取組が行われること。

五 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場や地域における活動の調和のとれた生活を営むことができること。

六 男女が、妊娠、出産等に関して互いに理解を深め、尊重し合い、共に生涯にわたり健康な生活を営むことができること。

七 国際社会及び国内における男女平等参画に係る取組を積極的に理解すること。

(区の責務)

第四条 区は、前条に規定する基本理念に基づき、男女平等参画を推進する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な措置を講ずるものとする。

2 区は、男女平等参画を推進するに当たり、区民、事業者、国及び他の地方公共団体その他関係機関等と連携し、及び協力するものとする。

(区民の責務)

第五条 区民は、男女平等参画について理解を深め、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野の活動において男女平等参画を推進するよう努めるものとする。

2 区民は、区が実施する男女平等参画を推進する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第六条 事業者は、男女平等参画について理解を深め、その事業活動において男女平等参画を推進し、男女が家庭生活における活動と職場や地域における活動の調和のとれた生活を営むことができるよう努めるものとする。

2 事業者は、区が実施する男女平等参画を推進する施策に協力するよう努めるものとする。

（禁止事項等）

第七条 何人も、配偶者からの暴力等、セクシュアル・ハラスメント、性別に起因する差別的な取扱い（性的指向又は性的自認に起因する差別的な取扱いを含む。）その他の性別に起因する人権侵害を行ってはならない。

2 何人も、情報の流通に当たっては、前項に規定する性別に起因する人権侵害又は固定的な役割分担の意識を助長し、又は是認させる表現を用いないよう配慮しなければならない。

第二章 基本的施策

（計画の策定）

第八条 区は、男女平等参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「推進計画」という。）を策定し、これを公表するものとする。

2 推進計画の策定に当たっては、あらかじめ第十四条第一項に規定する文京区男女平等参画推進会議の意見を聴くものとする。

3 区は、毎年一回、推進計画に基づく男女平等参画に関する施策の実施状況を公表するものとする。

（広報及び啓発並びに教育に対する支援）

第九条 区は、区民及び事業者が男女平等参画の推進に関し理解を深めるよう、広報及び啓発を行うものとする。

2 区は、学校教育、生涯学習その他のあらゆる教育の場において、男女平等参画社会を支える意識の形成に向け

た取組が行われるよう、学校教育、生涯学習等に携わる者を支援する。

3 第一項に規定する広報及び啓発並びに前項に規定する支援を行うため、区は、必要な調査研究並びに情報の収集及び提供に努めるものとする。

(家庭生活と社会活動の調和)

第十条 区は、区民が性別に関わりなく、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場や地域における活動の調和のとれた生活を営みながら、多様な生き方を選択し、実現できるよう努めるものとする。

(積極的改善措置)

第十一条 区は、男女の固定的な役割分担の意識が残ると認める場合又は男女の参画する機会に不均衡があると認める場合にあっては、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(災害対応における配慮)

第十二条 区は、災害等への対応(災害等の発生に備える対策を含む。)においては、男女双方の視点に配慮するものとする。

(拠点施設)

第十三条 区は、文京区男女平等センター条例(平成十四年三月文京区条例第一号)第一条に規定する文京区男女平等センターを男女平等参画に関する施策を推進するための拠点施設とする。

第三章 文京区男女平等参画推進会議等

(推進会議)

第十四条 男女平等参画の推進について調査し、又は審議するため、区長の附属機関として、文京区男女平等参画推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

2 推進会議は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- 一 男女平等参画に係る人権の尊重及び暴力の根絶に関すること。
 - 二 男女平等参画社会を支える意識の形成に関すること。
 - 三 家庭生活と社会活動の調和の実現に関すること。
 - 四 推進計画に関すること。
 - 五 その他区長が必要があると認められた事項
- 3 推進会議は、前項に定めるもののほか、男女平等参画の推進に関し必要があると認められた事項について区長に意見を述べるができる。

(苦情申立て)

第十五条 区民及び事業者は、区に対し、区が関与する男女平等参画に関する施策に係る苦情を申し立てることができる。

2 区は、前項の規定による苦情の申立てがあつた場合は、必要に応じ推進会議の意見を聴いて、処理するものとする。

3 区は、第一項に規定する苦情の処理に当たっては、当該苦情を申し立てた者に係る情報を保護するとともに、公平かつ適切に行うものとする。

第四章 雑則

(委任)

第十六条 この条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この条例は、平成二十五年十一月一日から施行する。